

一般財団法人岡山県交通安全協会キャラクター「うちゅーい」着ぐるみ利用規程を次のように定める。

令和8年10月1日

一般財団法人岡山県交通安全協会
会長 梶 谷 俊 介

一般財団法人岡山県交通安全協会キャラクター「うちゅーい」着ぐるみ利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人岡山県交通安全協会（以下「協会」という。）キャラクター「うちゅーい」の着ぐるみ及び付属品一式（以下「着ぐるみ」という。）を利用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(利用の仮予約・申請)

第2条 着ぐるみを利用する者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ

○ 電話（086-724-9700：受付時間平日9時から17時）

○ メール（メールアドレス：oka-ankyo@oka-ankyo.or.jp）

のいずれかにより着ぐるみの利用について仮予約をした後、利用概要資料（イベントチラシ等）を添付の上「うちゅーい着ぐるみ利用申請書（様式第1号）」を協会会長（以下「会長」という。）に提出し、その承認を得なければならない。申請は利用の6月前から受け付けるものとする。

(利用の承認)

第3条 会長は、前条の利用を承認するときは、「うちゅーい着ぐるみ利用申請書」の決裁欄及び「うちゅーい着ぐるみ利用簿」（様式第2）に必要事項を記載の上、利用者に承認内容等を通知する。

(利用不承認事由)

第4条 会長は、第2条の規程による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの利用を承認しないものとする。

- (1) 協会及びキャラクターの品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき
- (2) 着ぐるみを正しい利用方法に従って利用しないとき
- (3) 法令、又は公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき
- (4) 特定の個人、政党、又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのあるとき
- (5) 営利目的の活動に利用するとき（ただし、会長が特に認める場合を除く。）
- (6) その他、会長が着ぐるみの利用について不適当と認めたとき

(利用の不承認・取消し)

第5条 前条の規程等により利用申請を承認しないときは、利用者に「うちゅーい着ぐるみ利用不承認通知書」（様式第3号）を交付する。

2 利用承認を受けた利用者がこの規程に定める事項を遵守しなかったときは、その承認を取り消し、利用者に「うちゅーい着ぐるみ利用承認取消通知書」（様式第3号）を交付するとともに、以後の利用は承認しないものとする。

3 本条により利用者に損害が生じて、協会は其の責めを負わない。

(利用方法)

第6条 利用者は、着ぐるみを協会事務局（岡山県運転免許センター3階）に來所して受取り・返却することを原則とする。

2 受取り・返却をするときは、協会担当者とともに「うちゅーい着ぐるみチェック表」（様式第4号）により着ぐるみを確認すること。着ぐるみ一式の詳細は別表1に掲げるとおりとする。

(利用期間)

第7条 着ぐるみの貸出期間は、貸出日から返却日を含めて7日以内とする。

2 受取り・返却時間は、平日の午前9時から午後3時までとする。

(利用料金)

第8条 着ぐるみの1回（7日以内）の使用料金は

協会団体会員 2,000円

一般（上記以外の団体等） 5,000円

とし、7日を超える場合は、追加料金として1日当たり1,000円を徴収する。ただし、会長が特に認めた場合はこの限りではない。

(利用上の遵守事項)

第9条 利用者は、着ぐるみの利用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第三者に転貸しないこと。

(2) うちゅーいのイメージを損なう利用をしないこと。

(3) 承認された用途のみに利用すること。

(4) 雨天、荒天時での屋外での利用、火気及び水辺での利用はしないこと。

(5) 改造、加工をしないこと。

(6) 着用者の健康管理を徹底するとともに、1回の着用は30分を限度とし、利用には必ず補助者1名以上つけること。

(7) 着用者は、緊急の場合を除き、観衆の前で発声しないこと。

(8) 着用者が着用、又は専用スタンドに設置以外の状態で着ぐるみを展示しないこと。

(9) 着ぐるみに紛失、破損、又は汚損が生じた場合は協会担当者に速報すること。

(原状回復)

第10条 利用者の過失による着ぐるみの紛失、破損、又は汚損で修理、クリーニング等が必要なときは、当協会において専門業者に修理等を依頼し、当該利用者はこれを実費弁済等により原状回復しなければならない。

(協会の責任)

第11条 着ぐるみの利用により、利用者が被った被害、又は利用者が第三者に与えた損害に対しては、協会は一切の責任を負わない。

(その他)

第12条 この規程に定めのない事項は、利用者と協会が協議して決定する。

(附則)

この規程は、令和8年10月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

うちゅーい着ぐるみ利用申請書

年 月 日

一般財団法人
岡山県交通安全協会会長 殿

(所在地)
住所
(名称及び代表者名)
氏名

次のとおり、着ぐるみを利用したいので申請します。

利用年月日	年 月 日
貸出年月日	年 月 日 時
返却年月日	年 月 日 時 (予定)
利用場所	
利用目的	※イベント名があれば記載してください。
担当者連絡先	

(利用上の注意事項)

- 1 一般財団法人岡山県交通安全協会キャラクター「うちゅーい」着ぐるみ利用規程を遵守してください。
- 2 着ぐるみの借受・返却は岡山県交通安全協会事務局（岡山県運転免許センター3階）まで来所ください。
- 3 エア着ぐるみの素材、構造は繊細であるため湿気を避け、鋭い突起物に注意してください。
- 4 返却前には必ず、乾燥・防臭措置を講じ、可能な限り汚れを落として返却してください。
- 5 利用にあたっては、別添の利用マニュアルを必ずお読みください。

利用規程及び利用上の注意事項を遵守いたします。

署名

※この欄は記載しないでください

専務理事	局長	次長	部長	課長	課
受付日	決 裁	承認番号	回答日	備考	
年 月 日	年 月 日	承認 ・ 不承認	年 月 日		

様式第2号（第3条関係）

うちゅーい着ぐるみ利用簿

（ 年度）

番号	承認番号	利 用 場 所 利用者・ベント名等	利用・貸出・返却 年月日時刻	備 考
	号		利用 貸出 返却	有償 ・ 無償
	号		利用 貸出 返却	有償 ・ 無償
	号		利用 貸出 返却	有償 ・ 無償
	号		利用 貸出 返却	有償 ・ 無償
	号		利用 貸出 返却	有償 ・ 無償
	号		利用 貸出 返却	有償 ・ 無償
	号		利用 貸出 返却	有償 ・ 無償
	号		利用 貸出 返却	有償 ・ 無償
	号		利用 貸出 返却	有償 ・ 無償
	号		利用 貸出 返却	有償 ・ 無償

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

様

一般財団法人
岡山県交通安全協会会長

うちゅーい着ぐるみ利用
不承認
承認取消
通知書

年 月 日付けで 申 請
承 認
の着ぐるみの利用については、
次のとおり 不承認
取消し とします。

利用年月日	年 月 日
利用場所	
利用目的	
理由	1 利用規定第3条第 項による。 2 その他
備考	

うちゅーい着ぐるみチェック表

	物 品	数量	貸出時	返却時	備考
1	着ぐるみ本体 足、ブローファン2機付	1体			
2	着ぐるみ収納袋	1枚			
3	バッテリー用ウエストポーチ	1個			
4	バッテリー・接続ケーブル ・収納袋	2組			
5	バッテリー充電用 ACアダプター	2組			
6	クールベスト	1着			
7	保冷剤	4個			
8	着用補助棒	2本			
9	床敷シート	1枚			
10	備品収納袋	1枚			
11	自立スタンドセット 自立スタンド1組、AC電源、ウエイト2個	1組			

上記借受（返却）物品の異常の有無について確認しました。

物 品 確 認	貸出時確認（ 年 月 日 時）	
	安全協会	署 名
	借受者	署 名
	返却時確認（ 年 月 日 時）	
	安全協会	署 名
	借受者	署 名



1 着ぐるみ本体等



1 着ぐるみ足・ブローアーファン



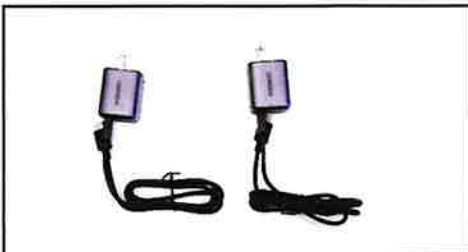
2 着ぐるみ収納袋



3 ウエストポーチ



4 バッテリー・接続ケーブル・収納袋



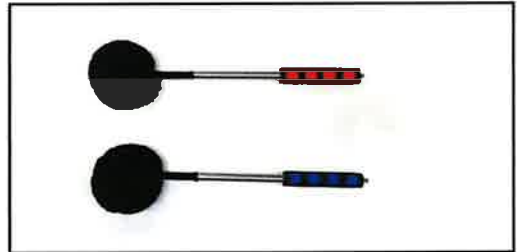
5 ACアダプター



6 クールベスト



7 保冷剤



8 着用補助棒



9 床敷シート



10 備品収納袋



11 自立スタンドセット

別表 1



1 着ぐるみ本体等



1 着ぐるみ足・ブローファン



2 着ぐるみ収納袋



3 ウエストポーチ



4 バッテリー・接続ケーブル・収納袋



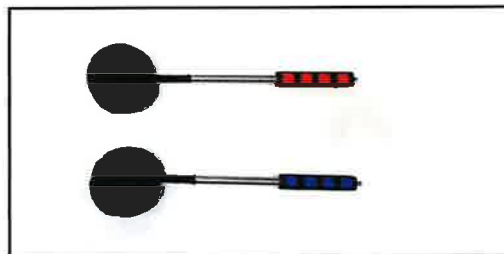
5 ACアダプター



6 クールベスト



7 保冷剤



8 着用補助棒



9 床敷シート



10 備品収納袋



11 自立スタンドセット